

各関係団体の長 殿

富山県厚生部障害福祉課長

「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く
富山県づくり条例」に関するご意見・提案について

日頃から本県の障害福祉行政の推進につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、本県では、平成28年4月に施行された「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」（以下「差別解消条例」という。）に基づき、障害を理由とする差別を解消するための様々な施策を実施してまいりました。

この差別解消条例は、施行後3年を目途として、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとなっています。

つきましては、差別解消条例に関し、条例改正の必要性や、今後、県が取り組むべき施策等について、貴団体のご意見やご提案をお寄せいただきますようお願いいたします。

記

1 ご意見・ご提案の提出方法

- ・別紙様式にご記入のうえ下記の担当者へご提出ください。

（郵送、FAX、電子メールいずれでも可）

- ・記入あたりましては、特に「現行の差別解消条例の改正の必要性」「差別解消条例に基づき県が取り組むべき施策」等についてご意見・ご提案をお願いします。

2 提出期限

平成30年10月31日（水）までにお送りください。

事務担当（提出先）：管理係 角田、櫻井
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL:076-444-3211/FAX:076-444-3494
Email: naoko.kadoda@pref.toyama.lg.jp